(1) 届出対象行為

町全域に良好な景観が形成されていること、景観行政を担う団体として、町の特色に応じたきめ細かな規制誘導を行なっていく必要があることから、建築物については、建築確認を要するもの全てを景観法に基づく届出対象行為とし、工作物等については、比較的規模の大きい行為について届出対象行為とすることにより、良好な景観への誘導を図ります。

届出対象とする建築物のうち、景観への影響が少ない戸建て住宅は除きます。ただし、 景観形成重点地区*1内においては、戸建て住宅も届出の対象となります。

行為の種類		届出対象規模
1	建築物の新築、増築、改築、移転、	<一般地区*2>
	外観の模様替え又は色彩の変更	⇒ 建築基準法第6条の規定により、建築
		確認申請を必要とする建築物(戸建て
		住宅を除く)
		⇒ 建築物の外観を変更することとなる
		修繕、模様替え又は色彩の変更で、変
		更面積が 50 ㎡以上又は外観の過半
		を超えるもの(戸建て住宅を除く)
		<景観形成重点地区>
		⇒ 建築基準法第6条の規定により、建築
		確認申請を必要とする建築物
		⇒ 建築物の外観を変更することとなる
		修繕、模様替え又は色彩の変更で、変
		更面積が 50 ㎡以上又は外観の過半
		を超えるもの

※1 景観形成重点地区

町内(景観計画区域内)において、重点的に景観形成に取り組む必要のあるエリアとして町が指定したもの。(P-48参照)。

※2 一般地区

景観計画区域(町全域)のうち、景観形成重点地区を除いた区域。

	<u> </u>		
行為の種類			田山刈豕烷铁
2	工作物の新	• 垣、柵、塀	⇒ 高さ2mを超えるもの
	設、改修、移	・電気供給や有線電	⇒ 高さ20mを超えるもの(支持物が建
	転、外観の模	気通信のための電	築物と一体となって設置される場合
	様替え又は色	線路又は空中線	は、高さ5mかつ地盤面から当該支持
	彩の変更	(その支持物を含	物の上端までの高さ20mを超える
		む)	もの)
		・その他の工作物※	⇒ 高さ10m又は築造面積 500㎡を超
			えるもの(建築物と一体となって設
			置される場合は、高さ5mかつ地盤面
			から当該工作物の上端までの高さ
			10mを超えるもの又は築造面積
			500㎡を超えるもの)
3	屋外における土	石、廃棄物、再生資	⇒ 物品の高さ3m又は当該行為に係る
	源その他の物件の堆積		部分の土地の面積500㎡を超えるも
			の(期間が90日を超えて堆積しない
			ものについては届出を要しない)

そのほか、以下の行為については、届出の対象から除外します。

【適用除外となる行為】

- 仮設の建築物、工作物に係る行為
- 改築で外観の変更を伴わないもの
- 〇 地盤面下、水面下における行為
- 他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行なう行為